

## 【論文】

## 明治期大分県神社の合祀（その2）

佐藤正彦\*

Dedicating the Shrine to More Than Two Deities in Oita Prefecture  
at Meiji Era (Part 2)

Masahiko SATO

Abstract — This thesis described on the dedicating the shrine to more than two deities in Oita Prefecture at the Meiji era.

Keywords : enshrining together , Shinto shrine buildings, Oita Prefecture, the Meiji era

## 目次

序

1. 畑神社外1社（速見郡上村字久木野尾）
2. 歳神社（大野郡小野市村大字大野市岡ノ上）
3. 中松神社（宇佐郡長峰村）
4. 貴船神社（宇佐郡長峰村大字佐野字竹下）
5. 稲水神社（直入郡豊岡村大字飛田川字爪尾）<sup>1)</sup>
6. 伊勢神社（下毛郡三郷村大字字曾）
7. 伊勢神社（下毛郡三郷村大字藤野木）
8. 風神社（大野郡田野村大字八里合字ラムレ）
9. 直入郡宮砥村の6神社の合併
10. 直入郡宮砥村の4神社の合併
11. 天満社琴平社（大野郡南緒方村大字大化）
12. 大年神社（直入郡柏原村大字柏原字年神）
13. 長田神社歳掛神社（北海部郡佐賀市村大字今所）
14. 恵美須神社（南海部郡下入津村大字西野浦）
15. 妙見社（直入郡嶺嶽村大字倉木字小河）
16. 浅草八幡社境内社（大野郡東大野村大字宮迫）
17. 天満社（大野郡川登村）

結

序 本稿は拙稿「明治期大分県神社の合祀（その1）」<sup>2)</sup>に続くものである。

## 1. 畑神社外1社（速見郡上村字久木野尾）

明治29年1月13日受 内務部第三課  
属安藤龍五郎（印）

速見郡長へ照会案回議

内3戸第79号

別紙畑神社外1社移轉合併願書

\*建築学科

御執達之處右ハ14年5月庶社第159ノ號達ニ依リ篤ク御  
精査ノ上御執達ノ相成度書類一切及仕返度候也

明治29年1月14日

内務部長

速見郡長

庶第879号

本郡上村大字久木野尾村社畑神社外ノ1社移轉合併  
願差出候ニ付取調候處ノ社地適當ノケ所見込候条願意  
御採ノ聴相成度此段及添申候也

明治28年11月21日

速見郡長齊藤利明（印）

大分縣知事山田為暄殿

## 2. 歳神社（大野郡小野市村大字大野市岡ノ上）

神社合祠済乃届

大野郡小野市村大字大野市字岡ノ上鎮座

一無格社歳社

右ハ境内神明社并天満社ヲ本社ニ合祠ノ儀明治28年  
12月14日願済ノ處神殿等改ノ築ノ上本日合祠済ニ付別  
紙明細帳調製相添此段ノ御届申上候也

右信徒惣代

明治29年5月22日

小野佐四郎（印）

工藤八五郎（印）

甲斐安太郎（印）

社掌 矢野速見（印）

大分縣知事山田為暄殿

右之通相違無之候也

明治29年5月28日 小野市村長富田源太（印）

内務部長

第三課長（印）

課僚（印）

大分縣管下豊後國大野郡小野市村大字小野市字平

無格社 歳神社

一祭神 大歳神 豊受皇大神 菅原神  
 一由緒 願濟□□□不詳 但菅原神ハ元本村字并手ノ内鎮座ノ處明治 8 年 10 月移轉ス豊受皇大神并菅原神ハ境内ニ奉祠ニテ明治 28 年 12 月  
 一神殿 縦 1 間／横 1 間  
 一素屋 縦 2 間／横 1 間 3 尺  
 一拝殿 縦 2 間 3 尺／横 3 間  
 一境内 96 坪 官有地第 1 種  
 一信徒 114 人  
 一大分縣廳迄 16 里貳町 15 間

3. 中松神社 (宇佐郡長峰村)

案

内 3 戸第 2116 号  
 宇佐郡長峰村  
 無格社中松神社氏子總代  
 門柳林蔵／外 2 名  
 明治 29 年 10 月 10 日付神社合併願ノ件聞届ノ  
 明治 29 年 11 月 5 日  
 知事  
 明細帳記入了

4. 貴船神社 (宇佐郡長峰村大字佐野字竹下)

無格社合併願

宇佐郡長峰村大字佐野ノ字竹下鎮座  
 一無格社貴船神社  
 右神社ハ明治 15 年 4 月本縣乙第 49 號御達ニヨリ本村大字佐野村社大根川神社ニ合併御所ノ分相成居候事ト相考ヘ其抑該社ハ大根川神社ノ境内ニ合併移轉有之候處明細帳簿面ハ依然存立ノ姿ニ相成候趣キニ當時全ク手數之脱漏ニ出タノルモノト被存候右神社ハ財産等モ更ニ無之到底合ノ併セザレバ維持難仕候間何卒右大根川神社ニ合併ノ義御聞届被成下度依テ氏子惣代連署ノヲ以テ此段奉願候也

宇佐郡長峰村大根川  
 明治 29 年 10 月 10 日  
 信徒惣代大字大根川  
 神社氏子惣代 門柳林蔵 (印)  
 右全上 奈良理蔵 (印)  
 右全上 後田庄蔵 (印)  
 (ハリガミ) 大根川神社ニ目下社掌欠員中ニ付連署願出未、  
 大分縣知事平山靖彦殿  
 前書之通相違無之候也  
 29 年 10 月 12 日 長峰村長木山貫一 (印)

大分縣知事平山靖彦殿

5. 稻水神社 (直入郡豊岡村大字飛田川字爪尾)

神社合併移轉願届

大分縣直入郡豊岡村大字飛田川字爪尾  
 無格社  
 一稻水神社  
 右者昨明治 29 年 12 月 20 日付ヲ以テ合併移轉ノ并改稱ノ義出願仕候処明治 30 年 2 月 12 日付ニ御許可相成依テ本年 5 月 30 日移轉済ニ相成候間別紙明細書相添ノ此段連署ヲ以テ御届申上候也  
 明治 30 年 6 月 15 日  
 右神社信徒總代 武宮勝人  
 朝倉仙次郎 (印)  
 後藤吉次 (印)  
 池部善三郎 (印)  
 社掌 野上数彦 (印)

大分縣知事杉本重遠殿  
 前書ノ通候也  
 明治 30 年 7 月 2 日 豊岡村長藤村文三 (印)  
 明細書

大分縣管下豊後國直入郡豊岡村大字飛田川字爪尾  
 無格社 稻水神社

一祭神 倉稻魂命 素盛鳴尊  
 大市比賣神 岡象女命  
 一由緒 倉稻魂命素盛鳴尊大市比賣神ノ創立不詳元飛田川村字大芝原鎮座ノ稻荷社ト岡象女命ノ創立不詳昔時ノ古水神社ト唱ヘ元同村字竈ノ字土鎮ノ座水神社ト公稱ノ処明治 30 年 2 月 12 日ノ合併移轉社名改稱願ノ濟同年 5 月 30 日移轉  
 一神殿 竪 1 間／横 1 間  
 一拝殿 竪 2 間／横 2 間  
 一社務所 竪 2 間／横 2 間  
 一境内 90 坪 民有地第 1 種  
 一信徒 30 人  
 境外地

大分縣直入郡豊岡村大字飛田川字大芝原 3,312 番  
 一田 8 畝 24 歩ノ地價金 24 円 85 銭 1 厘  
 一大分縣廳迄 11 里 25 町  
 以上

御届  
 大分縣直入郡豊岡村大字飛田川字大芝原 3,312 番  
 一田及別 8 畝 24 歩ノ地價金 24 円 85 銭 1 厘ノ地租金 62 銭 1 厘  
 右者今般稻水神社合併移轉許可相成候ニ付ノ信徒 30 人ニ於テ寄附仕地所買受申候間ノ此段連署ヲ以テ御届申上候也

明治 30 年 6 月 15 日

右神社信徒惣代 武宮勝人 (印)

朝倉仙次郎 (印)  
後藤吉次 (印)  
池部善三郎 (印)

右届出=付奥書候也

明治 41 年 8 月 4 日 三郷村長松尾節三 (印)

大分縣知事杉本重遠殿  
前書之通候也

明治 30 年 7 月 2 日 豊岡村長藤村文三 (印)

6. 伊勢神社 (下毛郡三郷村大字字曾)

神社合併御届 主任 (印)

下毛郡三郷村大字字曾

無格社 伊勢神社

右神社字宮、下村社貴船神社へ合併/出願仕候処明治  
41 年 6 月 17 日庶第 / 3284 號ヲ以テ御指令ニ相成、本年  
/ 8 月 6 日合併致候間此段御届申上候也

明治 41 年 8 月 6 日

右伊勢神社信徒惣代 木村甚六 (印)

溝口正二 (印)

友松道二郎 (印)

右村社貴船神社氏子惣代 宇川勘平 (印)

下司廣二 (印)

井上幸一 (印)

木村角一 (印)

右伊勢神社々掌 増永清喜 (印)

右村社貴船神社々掌 増永清喜 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿

右届出=付奥書候也

明治 41 年 8 月 6 日

三郷村長松尾節三 (印)

主任 (印)

7. 伊勢神社 (下毛郡三郷村大字藤野木)

神社合併御届

下毛郡三郷村大字藤野木

無格社伊勢神社 (印)

右神社大字藤野木村若八幡神社へ合併出願/候処明治  
41 年 5 月 22 日庶第 1410 號ヲ以テ御指令相成本年 8 月  
4 日合併致候間此段御届仕候也

明治 41 年 8 月 4 日

右伊勢神社信徒惣代 山永利吉 (印)

園田泉吉 (印)

幣島鉄三 (印)

西松太郎 (印)

右村社若八幡神社氏子惣代 山永亭司 (印)

園田三郎 (印)

後藤反三 (印)

草野龜一 (印)

右伊勢神社々掌 増永清喜 (印)

右村社若八幡神社々掌 増永清喜 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿

8. 風神社 (大野郡田野村大字八里合字ヲムレ)

合併済届

大分縣大野郡田野村大字八里合字ヲムレ鎮座

一村社 風神社

右神社明治 39 年 12 月 12 日付字中居村社天神社へ合  
併並=社ノ號改称願許可相成候=付合併致候間此段及  
御届候也

明治 41 年 7 月 3 日 主任 (印)

右神社氏子惣代 (印)

庶務課長 課係 (印) 姫野勝五郎 (印)

土木課長 課係 (印) 木原小市 (印)

姫野重三郎 (印)

右神職 野中速見 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿

9. 直入郡宮砥村の 6 神社の合併

神社合併願

左記之通合併致度御許可相成下度此段奉願候也

一、合併ヲ要スル理由

神社ノ維持ヲ鞏固ニ尊嚴ヲ永遠ニ保持セントス

二、財産處分ノ方法

財産ハ總テ合併神社ニ付ス

三、合併ニ要スル費用及出途

豫算額金 60 圓ヲ要スルモ現在ノ信徒ニ於テノ之ヲ負債ス

四、合併スヘキ神社

直入郡宮砥村大字九重野字田原

無格社 天満社 境内官有地 60 坪

全郡全村大字全字天神ツル

無格社 天満社 境内官有地 150 坪

全郡全村大字全字百木

無格社 山神社 全上 8 坪

全郡全村大字全字松戸

無格社 天満社 全上 70 坪

全郡全村大字全字西

無格社 八坂神社 全上 24 坪

全郡全村大字全字小迫

無格社 二柱神社 全上 205 坪

五、合併ヲ受クヘキ神社

全郡全村大字全字柿木ツル

村社 緩木社 全上 1,590 坪

明治 41 年 9 月 15 日

右田原天満社

社掌 橋爪益荒 (印)

信徒惣代 阿南墨次郎 (印)

佐田福一 (印)

右天神ツル天満社  
 信徒惣代 首藤生駒 (印)  
 甲斐勝三郎 (印)  
 首藤鉄馬 (印)  
 谷末太郎 (印)

右百木山神社  
 信徒惣代 佐藤墨太郎 (印)  
 吉良虎彦 (印)  
 佐藤壹二 (印)

右松戸天満社  
 信徒惣代 熊谷太一郎 (印)  
 熊谷榮太郎 (印)  
 坂田伊三郎 (印)

右西八坂神社  
 信徒惣代 熊谷太一郎 (印)  
 坂田伊三郎 (印)  
 大塚鎮義 (印)

右小迫二柱神社  
 信徒惣代 熊谷由太郎 (印)  
 熊谷成三郎 (印)  
 清松々太郎 (印)

右村社緩木社  
 社掌 橋爪益荒 (印)  
 氏子惣代 小河進 (印)  
 首藤鉄馬 (印)  
 田ノ上金彦 (印)  
 後藤房太郎 (印)  
 佐藤墨太郎 (印)  
 熊谷小一郎 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿

前書之通候也 宮砥村長 阿南 熙 (印)

10. 直入郡宮砥村の4神社の合併

指令庶第 2305 号 神社合併ノ件

直入郡宮砥村大字次倉無格社天満社外 3 社ノ郷社八幡社ニ合併ノ儀別紙ノ通願出ノ段差支ノ無之□□候ニ付御聽許可相成□左案相伺候也

無格社 天満社  
 // 山神社  
 // 山神社  
 // 天満社  
 郷社 八幡社

明治 41 年 9 月 24 日付願神社合併ノ件聞ノ届

但合併之上ハ明細帳調製直ニ届出ヘシ

知事

神社合併願

左記之通合併致度御許可被成下度此段奉願候也

一、合併ヲ要スル理由

神社ノ維持ヲ堅固ニシ尊嚴ヲ永遠ニ保持セントス

二、財産處分ノ方法  
 財産ハ總テ合併神社ニ付ス

三、合併ニ要スル費用及出途  
 豫算額金 50 圓ヲ要スルモ現在ノ信徒ニ於テノ之ヲ負担ス

四、合併スヘキ神社  
 直入郡宮砥村大字次倉字餘ッ佛無格社 天満社 境内官有地 200 坪  
 全郡全村大字国重無格社 山神社 全上 34 坪  
 全郡全村大字全字吉原無格社 山神社 全上 413 坪  
 全郡全村大字全字尾ノ上無格社 天満社 全上 104 坪

五、合併ヲ受クヘキ神社  
 全郡全村大字全字園郷社 八幡社 全上 569 坪

明治 41 年 9 月 24 日  
 右餘佛天満社  
 信徒惣代 兒玉道次郎 (印)  
 兒玉九郎太 (印)  
 相馬嶋太郎 (印)

右國重山神社

信徒惣代 真井嘉八 (印)  
 阿南一太郎 (印)  
 阿南小一郎 (印)

右吉原山神社

信徒惣代 堀用太郎 (印)  
 吉良繁太郎 (印)  
 吉良喜一郎 (印)

右尾ノ上天満社

社掌 橋爪益荒 (印)  
 信徒惣代 後藤水平 (印)  
 堀厩次郎 (印)  
 堀肅次郎 (印)

右郷社八幡社

社司 橋爪益荒 (印)  
 氏子惣代 堀小八郎 (印)  
 兒玉道次郎 (印)  
 内田雪次郎 (印)  
 堀奎太郎 (印)  
 秋山金吾 (印)  
 堀用太郎 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿

前書ノ通候也 宮砥村長阿南熙 (印)

11. 天満社琴平社 (大野郡南緒方村大字大化)

神社合併ノ件

大野郡南緒方村大字大化無格社天満社琴平社ノ郷社  
大行事八幡社ニ合併ノ義別紙通願出ニ依リ御聴許相成  
候處御指令案左ニ相伺候也

案

指令庶第 2310 号

大野郡南緒方村大字大化

無格社 天満社

// 琴平社

郷社 大行事八幡社

明治 41 年 9 月 30 日付願神社合併ノ件聞届リ

但合併後ノ上ハ明細帳調製直ニ届出ヘシ

知事

神社合併願

左ノ通合併致度御許可被成下度此段奉願候也

一、合併ヲ要スル理由

維持ヲ鞏固ニシ尊嚴ヲ永遠ニ保維セントス

二、財産處分ノ方法

財産ハ總テ合併神社ニ付ス

三、合併ニ要スル費用及出途

豫算金 15 圓ヲ要スルモ總テ現在信徒之ヲ負ノ債  
ス

四、合併スヘキ神社

大野郡南緒方村大字大化字後尾

無格社 天満社 民有地 46 坪

全郡全村大字全字赤枝

無格社 琴平社 民有地

五、合併ヲ受ケヘキ神社

全郡全村大字全字木ノ股

郷社大行事八幡社民有地 290 坪

明治 41 年 9 月 30 日

右天満 社掌 橋爪益荒 (印)

信徒総代 麻生喜三郎 (印)

麻生寿一郎 (印)

首藤桂一郎 (印)

右琴平社 社掌 橋爪益荒 (印)

信徒総代 衛藤甚五郎 (印)

工藤岡太郎 (印)

衛藤伊三郎 (印)

右郷社大行事八幡社

社司 橋爪益荒 (印)

氏子惣代

佐藤貞次郎 (印)

佐藤森藏 (印)

衛藤甚五郎 (印)

麻生喜三夫 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿

前書之通リ相違無之候也

明治 41 年 10 月 5 日

南緒方村長佐藤貞次郎 (印)

12. 大年神社 (直入郡柏原村大字柏原字年神)

合併済届

直入郡柏原村大字柏原字年神

無格社 大年神社

右ハ明治 33 年 12 月 24 日付字一ノ追無格社天満社ニ合  
併御許ノ可ヲ得明治 35 年 6 月 20 日合併済相成候ニ付  
明細書相添此ノ段御届申上候也

主任

明治 41 年 9 月卅日社掌 橋爪益荒 (印)

信徒惣代 堀右一郎 (印)

佐藤千太郎 (印)

後藤縫三郎 (印)

右之通ニ候也

明治 41 年 10 月 12 日柏原村長代理

助役 横澤兵司 (印)

13. 長田神社蔵掛神社 (北海部郡佐賀市村大字今所)

神社合併社号改称ノ件

北海部佐賀市村大字市村社長田神社蔵掛神ノ社ヲ村社  
古屋敷神社ニ合併シ社号ヲ市神社ト改ノ称之義別紙ノ通願  
出ノ□差支無之□ノ条御ノ許可可相成處左案御伺候也  
案

指令庶第 2397 号

北海部郡佐賀市村大字市

村社 古屋敷神社

// 長田神社

// 蔵掛神社

明治 41 年 9 月 29 日付願神社合併社号ノ改称ニ付聞届  
リ

但合併済ノ上ハ明細帳調製直ニ届出ヘシ

知事

村社合併許可申請

大分縣北海部郡佐賀市村大字市字門前鎮座

一村社古屋敷神社

全縣全郡大字今所字野入鎮座

一村社長田神社

全縣全郡全村大字全所字新開鎮座

一村社蔵掛神社

右ハ従来前記神社維持致シ来ル處野入鎮座ノ長ノ田神社  
新開鎮座ノ蔵掛神社ノ両社ノ境内狹隘ト云ヒ又ハ路傍ニ持  
シ席ニ不致ル處ニ有之候ニ付信徒中協ノ議ノ上村社古屋敷  
神社ニ合併致之市神社ト称ノシ度候間御許可相成度此段  
申請候也

明治 41 年 9 月 29 日

市神々掌 安藤 秋 (印)

古屋敷神社 信徒総代人

長田神社 阿部芳太郎 (印)  
 姫野小市 (印)  
 姫野十四郎 (印)  
 藤掛神社 信徒総代人 河崎甚熊 (印)  
 丹生甚作 (印)  
 大平和三郎 (印)  
 野村謙太郎 (印)

大分縣知事 千葉貞幹殿  
 右之通相違無之依ヲ奥印候也  
 明治 41 年 9 月 30 日 佐賀市村長挾間範藏 (印)

14. 恵美須神社 (南海部郡下入津村大字西野浦)

神社合併ノ件  
 南海部郡下入津村大字西野浦無格社恵美須社ヲ同所  
 村社早吸日女社ニ合併ノ義別紙ノ通願出ニ付御聽許可  
 相成哉左案相伺候也

案  
 指令庶第 2678 号  
 南海部下入津村大字西野浦  
 無格社 恵美須社  
 村社 早吸日女社

明治 41 年 9 月 30 日付願神社合併ノ件ノ聞届  
 但合併済ノ上ハ明細帳調製速ニ届出ベシ  
 知事

庶第 1687 號  
 別紙郡内下入津村無格社恵美須社合併ノ願書口出候ニ  
 付御調査処從來基本財産ノ無之将来維持法相立ノ難  
 候口口双方信ノ徒協議ノ上合併願出口口ニ付御許可御  
 相ノ成候哉度此段口申候也  
 南海部郡長代理 阿政迫 (印)  
 大分縣知事千葉貞幹殿

意見書  
 今般本村大字西野浦字測ノ本鎮座無ノ格社恵美須社  
 於テハ維持方法難相立ノ依リ全大字内字日ノ浦鎮座村  
 社早吸ノ日女社ニ合祀出願ニ付取調ニ候処事ノ實相違  
 モト見認候案依リ意ノ  
 見書添付候也  
 明治 41 年 9 月 30 日 下津尾村長岡次郎 (印)

神社合併願  
 南海部郡下入津村大字西野浦字測ノ本鎮座  
 一、無格社 恵美須社  
 右神社從來基本財産無之維持方法難相立ノ立ニ付今般双  
 方信徒協議ノ遂ニ大字全所字日ノ浦鎮座村社早吸日女  
 社ニ合祀致度候間御許ノ可被成下度此段奉願候也  
 明治 41 年 9 月 30 日

南海部郡下入津村大字西野浦無格社  
 恵美須社信徒惣代 中塚佐太郎 (印)

久寿米木清治郎 (印)

濱辺市× (印)

全郡全村大字全所村社早吸日女社信徒惣代  
 中塚佐太郎 (印)  
 久寿米木清治郎 (印)  
 濱辺市× (印)  
 右両社々掌 塩月直穂 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿  
 右ノ通リ出願ニ付奥印候也  
 明治 41 年 9 月 4 日 下入津村長 長岡厩次郎 (印)

15. 妙見社 (直入郡嶺嶽村大字倉木字小河)

神社合併願  
 左記之通合併致度御許可被成哉致此段奉願候也  
 一、合併ヲ要スル理由  
 神社ノ維持ヲ鞏固ニシ尊嚴ヲ永遠ニ保維セントス  
 二、財産處分ノ方法  
 財産ハ總テ村社天満社ニ付ス  
 三、合併ニ要スル費用及出途  
 豫算額金 20 円ヲ要スルモ現在ノ信徒ニ於テ之ヲ負擔ス  
 四、合併スヘキ神社  
 直入郡嶺嶽村大字倉木字小河

無格社 妙見社  
 五、合併ヲ受クヘキ神社 全郡全村大字全字明夕  
 村社 年神社

明治 41 年 9 月 30 日  
 右妙見社社掌 後藤直人 (印)  
 信徒惣代 高野利太郎 (印)  
 一ノ南房太郎 (印)  
 渡辺末太郎 (印)  
 右年神社社掌 後藤直人 (印)  
 信徒惣代 高野利太郎 (印)  
 一ノ南房太郎 (印)  
 渡辺末太郎 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿  
 前書之通リ相違無之候也  
 村長不在ニ付代理  
 嶺嶽助役 八尋九郎 (印)  
 神社合併ノ件

直入郡嶺嶽村大字倉木無格社妙見社ヲ同所村社年神  
 社ニ合併ノ義別紙ノ通願出候ニ付御聽許可相成哉左案  
 相伺候也

案  
 指令庶第 3001 号  
 直入郡嶺嶽社大字倉木 無格社 妙見社  
 村社 年神社

明治 41 年 9 月 30 日付願神社合併ノ件ノ聞届  
 但合併済ノ上ハ明細帳調製速ニ届出ベシ

知事

16. 浅草八幡社境内社 (大野郡東大野村大字宮迫)

境内神社合併ノ件

大野郡東大野村大字宮迫郷社浅草八幡社ノ境内神社御霊社外 14 社ヲ同社境内神社産神ノ社ニ合併ノ義御届直出願依リ御聴許可相成

哉御指令案左ニ相伺候也

案

指令庶第 2514 号

大野郡東大野村大字宮迫

郷社 浅草八幡社

明治 41 年 10 月 10 日付願境内神社合併ノ件ノ聞届

知事

神社合併願

大野郡東大野村大字宮迫字宮本ノ郷社浅草八幡社境内神社

- 御霊社 天満社 琴平社
- 天満社 天満社 神楽神社
- 天満社 水神社 市杵島社
- 稲荷社 天満社 年神社
- 天満社 天満社 天満社

右 15 社ヲ同神社産神社ニ合併仕度此段出願候也

明治 41 年 10 月 10 日

右社司 安達水彦 (印)

右神社氏子惣代

大野郡東大野村大字宮迫

足立茂十郎 (印)

右全

全郡全村大字中

原田由馬 (印)

右全

全郡全村大字杉園

椎原新太郎 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿

17. 天満社 (大野郡川登村)

神社合併願ノ件

大野郡川登村村社天満社ヲ村社雲見神社ニ合併ノ義出願ニ依リ御聴許可相成哉御指令ノ案左ニ相伺候也

案

指令庶第 2567 号

大野郡川登村大字清水原

村社 雲見神社

// 天神社

明治 41 年 10 月 24 日付願神社合併ノ件ノ聞届ノ但合併済ノ上ハ明細帳調製速ニ届出ヘシ

知事

神社合併願

大野郡川登村大字清水原字久保田

一村社雲見神社

全郡全村大字同所字梶山

一村社天神社

右ハ當部落ニ 2 社有リ神社維持上困難ノ致居候間村社雲見神社ニ合併シ相當ニ維持費ヲ設置シ祭祀等嚴重ニ奉仕度候間神社合併ノ義御許可相成ノ度此段奉願候也

明治 41 年 10 月 24 日

村社天神社氏子総代 廣田成也 (印)

内田愛蔵 (印)

井上万五郎 (印)

村社天神社々掌 廣田知加良 (印)

村社雲見神社信徒総代 高畑傳五郎 (印)

高畑彌五郎 (印)

大津苗熊五郎 (印)

村社雲見神社々掌 廣田知加良 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿

庶第 165 号

右之通候也

明治 41 年 10 月 24 日 川登村 廣田小六 (印)

明治 41 年 10 月 29 日付「指令庶第 2509 号」に同一文ある。(21) (30)

結 以上から合祀神社をまとめると次頁の表のようになる。また、神饌幣帛料を供進すべき神社に指定された神社と別の 2 社を合併し、社名を改称する時は、名称と共に幣饌料供進の指定は消滅するの供進できるのかを大分県知事に伺っている。これに対し当然消滅しないようお願いをしている記録が次のように残る。

北海部郡口通條ノ件

庶代 2856 号

御郡佐賀市村神職小野新ヨリ甲神ノ社ニ乙丙 2 神社ヲ合併シ社名ヲ改称スルトキハ幣饌料供進ノ指定ハ消滅ニ販スヘキモノナルヤノ否ニ関シ伺出ノ処分ハ消滅スヘキモノニ無之候条ノ旨旨仕口相成度御願申進候也

内務部長

北海部郡長

御伺

北海部郡佐賀市村大字細

村社加茂神社々掌

小野新

明治 40 年 6 月神饌幣帛料ヲ供進スベキ神社ニ指定セラレシ甲社アリ若シ該神社ニ乙丙ノ 2 神社ヲ合併シ社名ヲ改称スルトキハ社名ト共ニ幣饌料供進ノ指定ハ自然消滅ニ販スルモノニヤ將從前ノ通り供進スベキモノニヤ此段御伺候

明治 41 年 11 月 11 日 右 小野新 (印)

大分縣知事千葉貞幹殿

## 【注】

1) 稻荷社と水神社が廃社になって、新しい社地に稲水神社を再建した。拙稿「明治期大分県

神社の廃社(その1)」(次号掲載予定)。

2) 『九州産業大学工学部研究報告』第 39 号(平成 14 年 12 月 20 日刊)。

No.	合祀される神社			合祀受入れ神社		
	神社名	社格	鎮座地	神社名	社格	鎮座地
1	畑神社	村社	速見郡上村字久木野尾	不明		
2	歳神社境内神明社	無格	大野郡小野市村大字大野市字岡ノ上	歳神社(本社)	無格	大野郡小野市村大字大野市字岡ノ上
3	歳神社境内天満社	無格	大野郡小野市村大字大野市字岡ノ上	歳神社(本社)	無格	大野郡小野市村大字大野市字岡ノ上
4	貴船神社	無格	宇佐郡長峰村大字佐野字竹下	大根川神社	村社	宇佐郡長峰村大字佐野
5	稻荷社	無格	直入郡豊岡村大字飛田川字大芝原	稲水社	無格	直入郡豊岡村大字飛田川字爪尾
6	水神社	無格	直入郡豊岡村大字飛田川字竈ヶ字土	稲水社	無格	直入郡豊岡村大字飛田川字爪尾
7	伊勢神社	無格	下毛郡三郷村大字字曾	貴船神社	村社	下毛郡三郷村大字字曾字宮ノ下
8	伊勢神社	無格	下毛郡三郷村大字藤野木	若宮八幡神社	村社	下毛郡三郷村大字藤野木
9	風神社	村社	大野郡田野村大字八里合字ラムレ	天神社	村社	大野郡小野市字中居
10	天満社	無格	直入郡宮砥村大字九重野字田原	緩木社	村社	直入郡宮砥村大字九重野字柿木ツル
11	天満社	無格	直入郡宮砥村大字九重野字天神ツル	緩木社	村社	直入郡宮砥村大字九重野字柿木ツル
12	山神社	無格	直入郡宮砥村大字九重野字百木	緩木社	村社	直入郡宮砥村大字九重野字柿木ツル
13	天満社	無格	直入郡宮砥村大字九重野字松戸	緩木社	村社	直入郡宮砥村大字九重野字柿木ツル
14	八坂神社	無格	直入郡宮砥村大字九重野字西	緩木社	村社	直入郡宮砥村大字九重野字柿木ツル
15	二柱神社	無格	直入郡宮砥村大字九重野字小迫	緩木社	村社	直入郡宮砥村大字九重野字柿木ツル
16	天満社	無格	直入郡宮砥村大字次倉字餘り佛	八幡社	郷社	直入郡宮砥村大字次倉字園
17	山神社	無格	直入郡宮砥村大字国重	八幡社	郷社	直入郡宮砥村大字次倉字園
18	山神社	無格	直入郡宮砥村大字国重字吉原	八幡社	郷社	直入郡宮砥村大字次倉字園
19	天満社	無格	直入郡宮砥村大字次倉字尾ノ上	八幡社	郷社	直入郡宮砥村大字次倉字園
20	天満社	無格	大野郡南緒方村大字大化字後屋	大行事八幡社	郷社	大野郡南緒方村大字大化字木ノ股
21	琴平社	無格	大野郡南緒方村大字大化字赤枝	大行事八幡社	郷社	大野郡南緒方村大字大化字木ノ股
22	天満社	無格	直入郡宮砥村大字柏原字一ノ迫	大年神社	無格	直入郡宮砥村大字柏原字年神
23	長田神社	村社	北海部郡佐賀市村大字今所字野入	古屋敷神社	村社	北海部郡佐賀市村大字市字門前
24	歳掛神社	村社	北海部郡佐賀市村大字今所字新開	古屋敷神社	村社	北海部郡佐賀市村大字市字門前
25	恵美須神社	無格	南海部郡下入津村大字西野浦字測ノ本	早吸日女社	村社	南海部郡下入津村大字西ノ浦字日ノ浦
26	妙見社	無格	直入郡宮砥村大字倉木字小河	年神社	村社	直入郡宮砥村大字倉木字明夕
27	浅草八幡社境内御霊社	郷社	大野郡東大野村大字宮迫	浅草八幡社	郷社	大野郡東大野村大字宮迫
	// 天満社 8 社					
	// 琴平社					
	// 神楽神社					
	// 水神社					
	// 市杵島社					
	// 稻荷社					
	// 年神社					
28	天満社	村社	大野郡川登村大字清水原字梶山	雲見神社	村社	大野郡川登村字久保田